平成２２年（フ）第１５８号
福井県勝山市昭和町１丁目１―30―６、住民票上の住所福井県勝山市長山町２丁目６番83号
債務者　中野　慎也
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８０号
福井県あわら市大溝３丁目16番14号　ソレールメゾンＫ―Ｂ棟103号
債務者　坪田　智恵
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８３号
福井県鯖江市下司町第17号１番地10
債務者　井筒　英樹
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９６号
福井市みのり２丁目４番５号
債務者　尾川美智子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０２号
福井市日之出５丁目３番15号
債務者　岸川　博行
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６１号
長野市浅川４丁目113番地104　田村良枝方、住民票上の住所長野市大字南長野南石堂町1259番地２　コーポ石堂401号
債務者　ポニーテールこと　前田セツ子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６３号
長野市桐原１丁目18番11号
債務者　中村　　幹
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６５号
長野市西三才６番地　第２若葉荘１―１、前住所長野市豊野町浅野734番地２
債務者　西澤さゆり
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６７号
長野県須坂市大字仁礼1849番地２
債務者　田中　　勇
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９１号
兵庫県川西市栄町10番５―1005号、前住所奈良県奈良市西大寺野神町１丁目６番48号
債務者　上嶋千賀子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１２８号
宮崎市船塚２丁目27番地
債務者　赤星　康浩
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１２９号
宮崎市船塚２丁目27番地
債務者　赤星ともみ
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１６７号
宮崎市大島町四反田632番地　市営住宅241棟15号
債務者　太田　照雄
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９３号
福島県郡山市田村町岩作字穂多礼17番地の25
債務者　安齋加代子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１０４号
福島県郡山市安積２丁目84番地の５　タウンズ安積106号
債務者　小間　亮一
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
福島県郡山市富久山町久保田字梅田136番地森田コーポ103号
債務者　佐藤　マサ
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１１０号
福島県郡山市富久山町久保田字大原123番地の１　市営住宅４―24
債務者　橋本　信夫
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係